

県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示することに係る都市公園使用料の減免措置に関する取扱要綱の改正について

新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>第1条から第2条まで (略)<br/>別表 (略)<br/>第1号様式 (略)</p> <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。<br/>(この要綱の失効)<br/>2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> | <p>第1条から第2条まで (略)<br/>別表 (略)<br/>第1号様式 (略)</p> <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。<br/>(この要綱の失効)<br/>2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <hr/> |